

## ちくぎん外為Web利用規定

### 第1条 ちくぎん外為Web

#### 1. サービス内容

「ちくぎん外為Web」(以下「本サービス」といいます。)は、当行に対し書面による当行所定の手続きを完了した方(以下「利用者」といいます。)が、自ら占有・管理するパーソナルコンピューター等の端末機(以下「端末」といいます。)を通じて、インターネットにより当行に次の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。

- (1) 外国送金受付サービス
- (2) 輸入信用状受付サービス

#### 2. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できるOSおよびブラウザのバージョンは、当行所定のものに限りません。なお、インターネットに接続できる環境を有しない方は利用できません。

#### 3. 取扱日および利用時間

- (1) 本サービスの取扱日および利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行は利用者に事前に通知することなく利用時間を変更する場合があります。
- (2) 前号の時間内にかかわらず、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部が利用できない場合があります。

#### 4. 取引日付

利用者は、外国送金の場合、当日以降を希望日として本サービスの依頼を行うことができます。また、輸入信用状発行、輸入信用状条件変更の場合、翌々営業日以降を希望日として本サービスの依頼を行うことができます。希望日には、当行所定の期間内で当行所定の日付を指定することができます。

#### 5. 利用対象者

- (1) 本サービスの利用を申し込むことができる方(以下「利用申込者」といいます。)は、次の各号全てに該当する方とします。
  - ①法人、法人格のない団体、または個人事業主の方
  - ②インターネットを利用可能な環境にある方
  - ③当行本支店に円建普通預金口座、または円建当座預金口座をお持ちの方
  - ④本規定の適用に同意した方
- (2) 本条第5項第1号に該当する方からの利用申込であっても、当行は、次の場合には利用申込を承諾しない場合があります。なお、当行が利用申込を承諾しない場合、当行はその理由を通知いたしません。利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。
  - ①利用申込時に虚偽の事項を届け出たことが判明したとき
  - ②その他、当行が利用を不相当と判断したとき

#### 6. 口座の届け出・登録

- (1) 利用申込者は、本サービスで利用する代表口座、支払指定口座を当行所定の申込書により届け出てください。
- (2) 代表口座とは、本サービスの申込時に当行所定の申込書により事前に登録する基本手数料の決済口座をいい、代表口座に指定できる預金種類は当行所定の預金種類とします。また、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。なお、当行は代表口座として指定できる口

座の預金種類を、利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

- (3) 支払指定口座とは、本サービスの申込時に当行所定の申込書により事前に登録する、外国送金の代り金の決済口座をいい、支払指定口座に指定できる口座数および預金種類は当行所定の預金種類とします。また、代表口座は自動的に支払指定口座となります。なお、当行は支払指定口座として指定できる口座数および預金種類を、利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### 7. 本サービスの利用者および管理者・担当者

- (1) 利用者は、本サービスの管理者（以下「管理者」といいます。）を当行所定の手続きにより登録するものとします。なお、管理者を複数指定することもできます。
- (2) 利用者は、本サービスにおける管理者の利用権限を一定の範囲で代行する者（以下「担当者」といいます。）を、当行所定の手続きにより登録することができます。
- (3) 管理者は使用端末機から、当行が提供するサービスを利用できるものとし、利用者は利用者ご本人の責任において管理者に本規定を遵守させることとし、そのサービスの利用に関する責任は利用者が負います。
- (4) 担当者は使用端末機から、当行が提供するサービス（承認機能を除く）を利用できるものとし、利用者は利用者ご本人の責任において担当者に本規定を遵守させることとし、そのサービスの利用に関する責任は利用者が負います。
- (5) 利用者は、管理者および担当者（以下、「利用ユーザー」といいます。）に関する登録内容の変更について、当行所定の方法で直ちに届け出るものとします。なお、変更の種類によっては、変更手続きの完了までに時間を要することがあり、この場合当行は、当行内で変更手続きが完了するまでの間、利用ユーザーに関する登録内容に変更がないものとみなします。万一このことにより利用者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 8. サービス種類・内容の変更

本サービスの種類・内容は、当行の都合で変更されることがあります。

## 第2条 利用申込

1. 本サービスを利用するには、本規定の内容を理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで当行所定の申込書に当行所定の事項を記入し、申込手続を行うものとします。
2. 利用申込者は、本サービスの利用申込書に管理者名、担当者名等の登録に必要な事項を当行に届け出ます。本サービスのログイン方式はユーザーIDおよびログインパスワードに加え、ワンタイムパスワード（以下、「OTP」といいます。）を使用する方式とします。当行は、本サービスのログインに必要なユーザーIDや初期パスワード等を利用申込者あて通知します。
3. 当行は、申込書の記載内容に不備がないこと等を確認のうえ、申込を承諾する場合は、利用開始の通知を利用申込者の届出住所に郵送により通知します。
4. 印鑑照合
  - (1) 利用申込者が申込書に押印した印影を代表口座および支払指定口座の届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、申込書について偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
  - (2) 本サービスの申込内容に変更がある場合は、代表口座の届出印により当行所定の申込書を提出してください。この場合、相当な注意をもって印鑑を照合し、相違ないものと認めて取扱いを

行った場合は、申込書について偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

5. 当行は、本規定、マニュアル、パンフレット、ホームページ等に、本サービスに関するリスクおよび当行がリスク対策のために採用しているセキュリティ手段を明示します。利用申込者は、本サービスにリスクが存在することを理解し、当行のリスク対策の内容を全て理解したうえで利用申込を行うものとしします。
6. 本サービスの初回ログイン時（OTP利用開始登録を含みます）は、登録完了後に当行より送付する登録完了通知に記載された初期パスワードによりログインし、端末からパスワードを変更するものとしします。

### 第3条 OTPについて

#### 1. OTPの定義

OTPは、当行が提供または推奨するOTP生成ソフトウェア（以下、「OTP生成ソフト」といいます。）において生成され、生成ボタンを押下した回数および一定時間経過後に変化する可変的なパスワードをいいます。

#### 2. OTPの利用手数料

本サービスにおけるOTP利用手数料は、無料とします。なお、当行がOTP利用手数料を改定する場合は利用者に対し事前に通知いたします。

#### 3. OTP生成ソフトについて

本サービスでは、1つのユーザーIDに対し1つのOTP生成ソフトを利用することができます。OTP生成ソフトは、インターネットに接続されたパーソナルコンピュータ、スマートフォン、携帯電話等にインストールすることができます。ただし、複数の端末やスマートフォン・携帯電話等にOTP生成ソフトをインストールして利用することはできません。

#### 4. OTP利用開始

- (1) OTPの利用開始は、本サービス上のOTP認証方式ログイン画面にログインIDおよびログインパスワードを入力したうえで、OTP生成ソフトに表示されるトークンIDおよび生成ソフトで連続して生成する2つのOTPにより行います。
- (2) 利用ユーザーが入力したトークンIDおよびOTPが、当行が保有するトークンIDおよびOTPと各々一致した場合、当行はOTP利用開始登録を正当な利用者からの申込とみなして受け付け、これにより本サービスにおけるOTPの利用が可能となります。
- (3) 当行は、利用ユーザーが入力したトークンIDおよびOTPが、当行が保有するトークンIDおよびOTPと各々一致してOTP利用開始登録を受け付けたうへは、トークンIDおよびOTPについて不正使用その他の事故があっても当行は当該申込を有効なものとして取り扱い、また、そのことによって生じた損害について一切の責任を負いません。

### 第4条 本人確認

#### 1. 本人の確認

- (1) 本サービスをご利用いただく際の本人確認は、ログインID・ログインパスワードおよびOTPにより行います。
- (2) 管理者は、本サービスの管理業務の利用にあたって、本人確認のためのログインID・ログインパスワード・OTP・承認パスワード（以下総称して「パスワード」といいます。）を端末

より当行宛に送信するものとします。

- (3) 当行は、前項により当行が受信した内容と当行に登録されている内容との一致を確認した場合に、送信者を管理者ご本人とみなし、次の事項を確認したものとして取扱います。
  - ①利用者の有効な意思による申込みであること。
  - ②当行が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (4) 本人確認に使用するパスワード、その他本人確認方法の規格・設定数・設定方法等は、当行が定めるものとし、当行が必要とする場合、利用者の承諾なしにこれらを変更することができるものとします。
- (5) 当行が、本規定（当行所定事項に定める事項を含みます。）にしたがって本人を確認し、依頼された取引が成立した場合、パスワードについて不正使用、その他事故があっても当行は当該依頼を利用者の意思に基づき有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。パスワードは、利用者または管理者が厳重に管理し、その内容を第三者に漏らしたり、紛失・盗難にあわないよう十分注意してください。

## 2. パスワードの管理

- (1) 利用者がパスワードを指定する場合は、当行所定の文字数を指定してください。また、パスワードの指定に当たっては、生年月日や電話番号等、第三者から推測可能な番号の指定は避けるとともに、利用者の責任において第三者に知られないよう厳重に管理してください。なお、当行はパスワードの照会に対して回答は行いません。また、当行行員がパスワードをお尋ねしたりすることはありません。
- (2) パスワードの変更は端末より随時行うことができます。パスワードは利用者のセキュリティ保護のため、当行所定の有効期限を有するものとします。
- (3) 利用者がパスワードの入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。本サービスの利用を再開するためには、当行所定の方法により当行へ届け出てください。
- (4) パスワードを失念したり、第三者に知られた場合は、すみやかに当行所定の申込書により当行へパスワードの変更を依頼してください。当行がパスワードの変更を完了したのち利用者がログインし、端末からパスワードを変更するものとします。当行はこの変更手続により届け出られたパスワードを本サービスのパスワードとします。なお、当行へのパスワード変更依頼前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 安全性を高めるため、利用者ご本人でパスワードを定期的に変更してください。
- (6) 本サービスのご利用に際して必要なパスワードの本人確認方法、設定方法等は、当行が必要とする場合、利用者の承諾なしにこれらを変更することができるものとします。
- (7) ご利用なきログインIDは、必ず当行所定の方法により抹消手続を行ってください。

## 3. パスワードの盗用・不正使用等

- (1) パスワードが第三者に知られた場合、または、そのおそれがある場合（機器の盗難、遺失などの場合を含みます。）、利用者は当行所定の時間内に電話等により当行に届出てください。届出の受付により、当行は本サービスの利用を停止します。
- (2) パスワードの盗用・不正使用により、前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。本サービスの利用を再開するときは、当行に連絡のうえ当行所定の手続をとってください。

## 第5条 取引の依頼

### 1. 取引の依頼方法

本サービスにおける取引の依頼は、パスワードおよび取引に必要な事項を利用者が自己の端末を利用して当行に伝送して行うものとします。

### 2. 依頼内容の確定

(1) 利用者は、依頼内容を当行の指定する方法で当行へ伝送してください。当行が依頼内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当行が定めた方法で各取引の手続きを行います。受付完了の確認は端末にて行ってください。

(2) 取引の依頼事項は当行において電磁的記録等により相当期間保存します。利用者とは当行との取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして扱います。

### 3. 取引依頼の効力

利用者が本サービスにより当行へ送信した電磁的記録による依頼は、当行と利用者との取引において印章を押印した書面と同等の法的効力をもつものとします。

## 第6条 外国送金受付サービス

1. 外国送金受付サービスとは、利用者の端末からの依頼に基づき、利用者が指定する支払指定口座から送金資金および送金手数料等を引き落とし、外国送金の依頼を行うサービスです。

2. 外国送金受付サービスは、第5条第2項による取引依頼により依頼内容が確定し、当行が当行所定の時限に送金資金および送金手数料を引き落としした時点で成立するものとします。

3. 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず通帳および払戻請求書または当座小切手等の提出を不要とします。

4. 次の各号に該当する場合、外国送金受付サービスによる外国送金のお取り扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取り扱いができないこととなった場合であっても、利用者は当行から利用者へお取り扱いできない旨の連絡およびお取り扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。

① 当行所定の時限において、送金資金と送金手数料の合計額が支払指定口座の支払可能残高を超える場合。ただし、支払指定口座からの引き落としが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その引き落としの総額が支払指定口座の支払可能残高を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。なお、いったん送金資金決済が不能となった外国送金については、当行所定の時限後に資金の入金があっても送金は行われません。

② 支払指定口座が解約済の場合。

③ 利用者から支払指定口座の支払停止依頼があり、それに基づき当行が当行所定の手続を行った場合。

④ 差押等やむを得ない事情があり当行が支払を不相当と認めた場合。

⑤ 外国送金受付サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超える場合。

⑥ 当行所定の回数を超過してパスワードを誤って利用者の端末に入力した場合。

⑦ 外国送金が外国為替関連法規に違反する場合。

⑧ 停電・故障等により取扱できない場合。

⑨ その他、当行が必要と認めた場合。

5. 外国送金の取組時に適用される為替相場は次のとおりとします。

- (1) 外国送金通貨と支払指定口座の通貨が異なる場合は、送金希望日における当行外国為替公示相場を適用します。ただし、当日扱いの場合において、当行所定の受付時限後に10万米ドル相当額以上の外貨建送金の取組依頼があった場合、その時点の市場実勢相場に基づいた外国為替相場を適用いたします。この場合に適用される外国為替相場は、事前または事後に利用者または管理者に連絡します。
  - (2) 前号にかかわらず、利用者があらかじめ当行との間で為替予約を締結している場合において、外国送金依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場を適用します。
6. 利用者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、すみやかに、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
  7. 利用者は、外国為替関連法規により定められた許可・届出書等の提示または報告書等の提出が必要な場合、すみやかに、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
  8. 利用者は当行に外国送金を依頼するにあたり、別途「外国送金取引規定」を十分理解したうえで、これに従うものとします。
  9. 依頼内容の変更・取消  
依頼内容が確定した場合、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、送金希望日の前営業日までに当行に変更または取消の依頼があり、当行がやむを得ないものと認めた場合には、当行単独の裁量により、変更または取消を承諾する場合があります。

## 第7条 輸入信用状受付サービス

1. 輸入信用状受付サービスとは、利用者の端末からの依頼に基づき、信用状の発行および変更の依頼を行うサービスです。
2. 第5条第2項による取引依頼により依頼内容が確定し、それに基づき当行所定の手続等が完了した時点で成立するものとします。
3. 輸入信用状受付サービスによる信用状開設依頼書等は、国際商工会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」に準じるものとします。また、本規定に定めのない事項については、利用者が当行宛に別途差入れている「信用状取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。
4. 次の各号に該当する場合、輸入信用状受付サービスによる信用状のお取り扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取り扱いができないこととなった場合であっても、利用者は当行から利用者へのお取り扱いできない旨の連絡、およびお取り扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。
  - ① 当行所定の手続の結果、与信判断等当行独自の判断により発行を行わないと決定した場合。
  - ② 利用者から代表口座の支払停止依頼があり、それに基づき当行が当行所定の手続を行った場合。
  - ③ 輸入信用状受付サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超える場合。
  - ④ 当行所定の回数を超過してパスワードを誤って利用者の端末に入力した場合。
  - ⑤ 停電・故障等により取扱できない場合。
  - ⑥ その他、当行が必要と認めた場合。
5. 利用者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、すみやかに、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
6. 利用者は、外国為替関連法規により定められた許可・届出書等の提示または報告書等の提出が必要

な場合、すみやかに、当行宛に当該書類等を提出するものとします。

#### 7. 依頼内容の変更・取消

依頼内容が確定した場合、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、発行希望日の前営業日までに当行に変更または取消の依頼があり、当行がやむを得ないものと認められた場合には、当行単独の裁量により、変更または取消を承諾する場合があります。

### 第8条 手数料等

#### 1. サービス利用料金

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の基本手数料をいただきます。
- (2) 基本手数料は、当行所定の日に普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手の提出なしに、本サービスの代表口座から自動的に引き落とします。
- (3) 当行は基本手数料その他本サービスにかかる手数料を利用者に事前に通知することなく変更または新設することがあります。
- (4) 当行は、基本手数料および基本手数料以外の諸手数料にかかる領収書等の発行は行いません。
- (5) 本規定第12条に基づき、本サービスが月の途中で解約された場合でも、解約手続きが完了する日に属する月の基本手数料は全額いただきます。

#### 2. 外国送金手数料

- (1) 本サービスにより外国送金を取り組む場合、前1項のサービス利用料金とは別に、当行所定の送金手数料をいただきます。
- (2) 送金手数料は、送金依頼の都度、当該送金の支払指定口座、または代表口座から普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手の提出なしに引き落としいたします。
- (3) 利用者が指定する支払指定口座が外貨普通預金である場合、送金手数料等は代表口座から普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手の提出なしに引き落としいたします。

#### 3. 信用状発行・条件変更手数料

- (1) 本サービスにより信用状発行、条件変更等を取り組む場合、前1項のサービス利用料金とは別に、当行所定の信用状発行手数料、信用状発行保証料、条件変更手数料（以下「信用状手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 信用状手数料は、信用状発行、条件変更の都度、代表口座から普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手の提出なしに引き落としいたします。

### 第9条 取引内容の確認

1. 本サービスによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記帳または当座勘定照合表等により取引内容を照合してください。万一、取引内容に相違があるときは、直ちにその旨を当行に連絡してください。
2. 利用者と当行との取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとしします。

## 第10条 届出事項の変更等

### 1. 届出事項の変更等

利用者は、預金口座および本サービスに関する印鑑、氏名、商号、代表者、住所、電話番号、その他届出事項に変更があったときには、当行の定める方式（本規定、各種預金規定およびその他の取引規定で定める方法を含みます。）により直ちに当行に届け出てください。ただし、パスワードの変更については、端末からの依頼に基づきその届出を受け付けます。

### 2. 届出の効力

変更の届出は当行の変更処理が終了したときに有効となります。変更処理終了前に生じた損害等については、当行は責任を負いません。

### 3. 未着の場合の取扱い

前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

## 第11条 免責事項

### 1. 次の各号の事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能等があってもこれにより生じた損害について当行は責任を負いません

(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。

(2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

(3) 当行の責によらず、回線障害、通信業者のシステム障害等が生じたとき。

(4) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

### 2. 利用者は本サービスの利用に際し、公衆回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

### 3. 当行または金融機関の共同システムの運用体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことによりパスワードや取引情報等が漏えいしたことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 4. 本サービスの提供にあたり、当行が当行所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで送信者を利用者とみなして取り扱いを行った場合は、パスワード等につき当行の責めによらない不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 5. 本サービスに使用する端末が正常に稼動する環境については、利用者の負担および責任において確保するものとします。当行は、本契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末、通信媒体等、およびプロバイダの設備が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立し、利用者へ損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

### 6. 当行が、本規定に基づいて利用者から提出された申込書等に使用された印影を届出の印章の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書類につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 7. 当行が設定したID、初期パスワード等を郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者（当行行員を除きます。）が知りえたとしても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。



8. 当行が本規定により取り扱ったにもかかわらず、利用者が本規定により取り扱わなかったために生じた損害については、当行は責任を負いません。
9. 当行は、利用者が本サービスへ入力した内容を確認する責任を負いません。利用者の誤入力によって生じた損害について当行は一切責任を負いません。利用ユーザーが本サービスへ入力した場合には、利用者の意思に基づくものとみなします。
10. 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては利用者が一切の責を追うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行が責任を負うべき範囲は、当行の責めに帰すべき事由により直接発生した損害に限られるものとします。当行はいかなる場合であっても間接損害、特別損害、その他利用者にかかる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。
11. O T P 生成ソフトの不具合または端末の故障等の事由で O T P が利用できなかったことにより、お取引が遅延または不能となった場合、それによって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

## 第 12 条 解約等

1. 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の申込書により行うものとします。なお、解約の効力は当行が解約通知受付後に、解約手続きを完了した時点から発生するものとし、解約手続き完了前に生じた損害について当行は責任を負いません。
2. 当行が解約の通知を利用者の届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. 代表口座が解約された場合には、本利用契約も解約されたものとみなします。
4. 利用者に次の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも本利用契約を解約することができます。

この場合、当行が利用者にその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。なお、解約時まで処理が完了していない取引の依頼について当行はその処理を行う義務を負いません。

  - (1) 支払の停止または破産・再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
  - (2) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - (3) 当行に対する債務が一つでも期日に延滞したとき。
  - (4) 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき。
  - (5) 申込書または本規定にもとづく届出について虚偽の事実があることが判明したとき。
  - (6) 住所変更の届出を怠るなど利用者の責に帰すべき事由によって、当行において利用者の所在が不明となったとき。
  - (7) 利用者の預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
  - (8) 相続の開始があったとき。
  - (9) 利用者が本規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
5. 当行は、事前に利用者に通知することなく本サービスを休止することができます。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
6. 利用者が当行に対し本サービスに関する何らかの債務を負っている場合は、解約時に全額を支払うものとします。

### **第13条 海外からの利用**

本サービスは、原則として日本国内からのご利用に限るものとし、利用者は海外からのご利用については各国の法律・制度・通信事情等によりご利用いただけない場合があることに同意します。

### **第14条 通知手段**

利用者は、当行からの通知・確認・ご案内等の手段として当行ホームページへの掲示その他の方法が利用されることに同意します。

### **第15条 サービスの休止**

1. 当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止時期および内容について第14条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを休止することができるものとします。
2. 本条第1項の規定にかかわらず緊急かつやむを得ない場合に限り、当行は利用者へ事前に通知することなく本サービスを休止できるものとします。この場合は、この休止時期および内容について第14条の通知手段により後程お知らせいたします。
3. 利用者は、サービスの休止により発生した損害について、当行が一切の責任を負わないことに同意するものとします。

### **第16条 サービス内容・規定等の変更**

1. サービス内容の追加  
当行は、第1条記載の各種サービス以外の新サービスを追加することができるものとします。この場合、本サービスの利用者が新サービスの利用を希望する場合、新サービスについて当行が定める利用申込手続を行なうものとします。サービス追加時には、本規定を変更することがあります。
2. サービスの廃止  
当行は、廃止内容を第14条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。サービスの全部または一部廃止時には、本規定を変更することがあります。なお、利用者は、サービスの廃止により発生した損害について、当行が一切の責任を負わないことに同意するものとします。
3. 規定の変更  
当行は、必要がある場合、本規定および利用方法（当行の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。変更の内容や変更日については、当行のホームページに掲示する等の方法により利用者に通知します。変更日以降は変更後の規定に従い取扱うものとしますので、本サービスを利用する際には、変更後の利用規定を確認のうえご利用ください。規定の変更が行われた後に、利用者が本サービスを利用した場合は、変更後の規定を承認したものとみなします。なお、利用規定の変更により損害が生じた場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

### **第17条 サービスの利用期間**

本サービスの利用期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、利用者または当行から特段の申し出がない限り、期間満了の日の翌日から自動的に1年間継続されるものとし、

継続後も同様とします。

#### **第18条 業務委託の承諾**

1. 当行は、当行が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます。）に業務の一部を委託し、必要な範囲内で利用者に関する情報を委託先に開示できるものとし、利用者はこれに同意するものとします。
2. 当行は、委託先に本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。

#### **第19条 譲渡、質入れ等の禁止**

本サービスの利用にかかる利用者の権利および預金等は、譲渡、質入れ、貸与することはできません。

#### **第20条 関連規定の準用**

本規定の定めのない事項については、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定等各種預金規定、振込規定、「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」により取り扱います。また、輸入信用状受付サービスについては、前記のほか、利用者が当行宛に別途差入れている「信用状取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。これらの規定と本規定との間で取扱が異なる場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

#### **第21条 準拠法・合意管轄**

本契約の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当行本支店または代表口座開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(2019年9月改訂)